

360° VRサイト

株式会社コスモクリエイト

背景・ターゲット

- これからの時代、働き方改革の一環により、営業の時短による、営業の効率化と、顧客満足度を高めるという相反する仕事を行う上で、WEBによる営業効率を上げる一環として、VRの導入が不可欠と思われる。
- 今後、スマホの5Gの浸透とともに、VR関連は成長戦略の一つと考えられる。
- 今後の時代を考えると、いかに早くWEB・VRに手を付けるかが、大事である。
- 住宅・不動産業界、冠婚葬祭関連、介護老人福祉関連、レジャー施設、商業施設、店舗など、幅広い業種がターゲットとなりうる。
- ホームページは、お客様に訴求する手段としては、当たり前になってきているが、さらに進めて、顧客満足度を高める上で、WEB・VRの見せ方は重要である。
- いかに簡単に、各種サービスが提供できるかが、キーであると思われる。

電子取引の解禁へ

「2カ月先の転勤が決まった。しかし転勤前から、新しい住まいを契約するために何度か赴任先の不動産会社に足を運んでいる」。

「対面取引」が原則の不動産契約を巡り、こうした不便な状況がようやく解消に向かいそうだ。不動産取引を監督する国土交通省が、賃貸借契約を対象にインターネットを介した手続きを解禁する方向で制度整備に乗り出しているからだ。

現在の不動産取引は賃貸と売買ともに、契約に際して契約内容や重要事項説明書を現物の書面で借り主に交付する手続きが宅地建物取引業法で義務付けられている。もともとは契約面で不利になりかねない消費者を保護するための規制だ。

しかし「書面交付」を理由に不動産会社が遠方の借り主にも来店を求めるなど、むしろ消費者に不便を強いる場面も目立ってきた。ネットでの物件探しが主流になり、**VR(仮想現実)技術**を使った物件内覧やスマートロックなど不動産取引を変えるデジタル技術の実用化も進んでいる。不動産賃借の手続きだけが旧態然の制度のままであり、不動産の技術革新を阻害するボトルネックになりかねない状況だった。

2021年にも電子データによる交付が解禁へ

そこで国土交通省はまず2019年10月からの社会実験で、重要事項説明書などの電子データによる交付を解禁する。参加する不動産管理会社を募集し、実際に個人向けの賃貸借契約で電子データ交付を解禁して課題を洗い出す。期間は3カ月の予定で、その結果を踏まえて2020年中ごろから法改正案作りに着手する。順調に進めば、2021年内に解禁される見通しだ。

システム概要

簡単な作業で、全てが自動でリンクします！

System の流れ



弊社VRシステム

リンクボタンを設置するだけで

お客様のホームページをバージョンアップ

